

腎代替療法指導管理料の施設基準の届出数、 新設半年余りの状況を見る

— 保存期腎不全の段階からの説明・情報提供等への対応 —

慢性腎臓病の患者に対し、移植を含めた腎代替療法に関する情報提供などを通じて指導管理を行う医療機関数を集計してみました。2020年度診療報酬改定における重症化予防の取り組み推進の一環で新設された、腎代替療法指導管理料の施設基準の届出施設数です。その施設基準では、一定の診療実績等や専任の医療従事者の配置などを求めています。

腎臓病に関し経験を有する医師と看護師が連携対応する体制などが求められる

腎代替療法指導管理料の施設基準では、腎臓内科の診療経験を有する医師と、腎臓病患者の看護の経験を有する看護師が連携して対応する体制などが求められます。同管理料の算定対象となるのは、①慢性腎臓病の患者であって、3カ月前までの直近2回のeGFR(mL/分/1.73m²)がいずれも30未満の場合、②急速進行性糸球体腎炎等による腎障害により、急速な腎機能低下を呈し、不可逆的に慢性腎臓病に至ると判断される場合——のいずれかに該当する入院中以外の患者という規定です。

経験を有する医師と看護師が、患者への腎代替

療法の情報提供が必要と判断した場合に、腎代替療法について指導を行い、患者が十分に理解し、納得した上で治療方針を選択できるように説明・相談を行った場合に算定できるとされています。患者の腎代替療法選択にとって、適切と判断される時期に行い、血液透析、腹膜透析、腎移植等の腎代替療法のうち、いずれについても情報提供する必要があります。

こうした取り組みを行うため、施設基準を満たして届け出た医療機関を任意で集計したところ、昨秋の時点で、診療所が63施設、病院は326施設という状況でした。都道府県別の届出施設数は、東京43施設、大阪33施設、神奈川25施設、愛知24施設、北海道20施設——などの順となっています。

■ 腎代替療法指導管理料 …… 500点

- 施設基準に適合しているものとして届け出た医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のもので、患者の同意を得て、看護師と共同し、患者と診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき2回に限り算定。
- 1回の指導時間は30分以上でなければならない。

腎代替療法指導管理料の施設基準の概要

- ①在宅自己腹膜灌流指導管理料を過去1年間で12回以上算定している、②腎移植について、患者の希望に応じて適切に相談に応じており、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者（臓器移植ネットワークに腎臓移植希望者として新規に登録された患者、先行的腎移植が実施された患者または腎移植が実施され透析を離脱した患者）が前年度に3人以上いる——のいずれも満たす。
- 説明に当たっては、関連学会の作成した腎代替療法選択に係る資料またはそれらを参考に作成した資料に基づいて行う。
- 院内に、①腎臓内科の診療に従事した経験を3年以上有する専任の常勤医師、②5年以上看護師として医療に従事し、腎臓病患者の看護について3年以上の経験を有する専任の常勤看護師——が連携して診療を行う体制がある。
- 腎臓病について患者や家族等に対する説明を目的とした腎臓病教室を定期的に実施する。

※2020年3月5日厚生労働省告示第57号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）の別表第1（医科点数表）および2020年3月5日厚生労働省告示第59号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）に基づいて加工・作成

■ 腎代替療法指導管理料の施設基準を届け出ている医療機関数(都道府県別に任意集計)

都道府県	腎代替療法指導管理料の届出施設数		〈参考〉医療施設数	
	診療所	病院	診療所	病院
北海道	6	14	3,377	548
青森県	1	1	866	94
岩手県	1	5	876	92
宮城県	0	3	1,687	136
秋田県	0	1	807	66
山形県	0	3	913	67
福島県	0	1	1,328	125
茨城県	1	4	1,749	174
栃木県	2	4	1,464	105
群馬県	0	4	1,558	128
埼玉県	4	10	4,403	342
千葉県	5	10	3,861	289
東京都	6	37	13,952	638
神奈川県	3	22	6,901	336
新潟県	1	10	1,655	125
富山県	0	7	760	106
石川県	0	4	874	91
福井県	0	3	576	67
山梨県	0	1	697	60
長野県	0	9	1,572	126
岐阜県	0	5	1,609	97
静岡県	0	8	2,724	171
愛知県	2	22	5,489	321
三重県	2	7	1,508	93
滋賀県	0	3	1,103	57
京都府	1	12	2,459	163
大阪府	7	26	8,586	513
兵庫県	2	9	5,159	347
奈良県	4	2	1,217	75
和歌山県	2	3	1,023	83
鳥取県	0	0	492	43
島根県	0	1	711	47
岡山県	0	9	1,646	161
広島県	7	6	2,548	237
山口県	0	5	1,236	142
徳島県	1	5	721	107
香川県	1	5	829	88
愛媛県	0	3	1,217	134
高知県	0	3	536	122
福岡県	0	14	4,726	456
佐賀県	1	2	695	100
長崎県	1	6	1,351	148
熊本県	1	3	1,479	209
大分県	0	3	941	153
宮崎県	0	3	896	137
鹿児島県	1	4	1,373	234
沖縄県	0	4	895	90
計	63	326	103,045	8,243

※施設基準の届出施設数は、東北・関東甲信越地方の各都県が2020年10月1日現在で、それ以外の道府県は2020年11月1日現在の数。いずれも、厚生労働省の各地方厚生（支）局が公表している施設基準の届け出の受理状況から任意集計。医療施設数は、厚生労働省の医療施設動態調査・2020年9月末概数による。出典：各地方厚生局ホームページより <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/>